

【目標値】 医療的ケア児等コーディネーター人数 (R1時点)30名 → (R5)120名

NICU等から退院後、医療的ケア児とその家族がコーディネーターによる支援を受けている割合 (R5年までに100%)

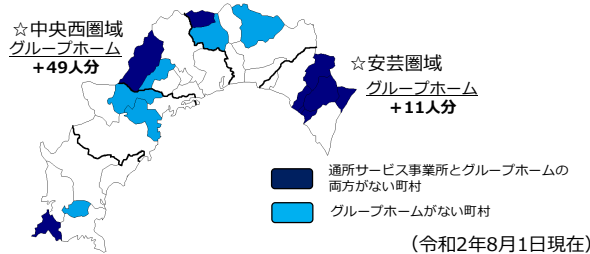
1 現状・課題

1. 中山間地域のサービス確保

高知市及びその周辺部を中心に通所サービスやグループホームの整備が進んできたが、中山間地域では地理的条件や人材不足などにより事業所の参入が進んでいない。

第6期障害福祉計画におけるサービス確保の目標 (抜粋)

- 住み慣れた地域で安心して暮らすためには、支援を受けながら生活できるグループホームの整備を進める必要がある
令和5年度末までに安芸圏域と中央西圏域において、60人分のグループホームの整備を目指している。

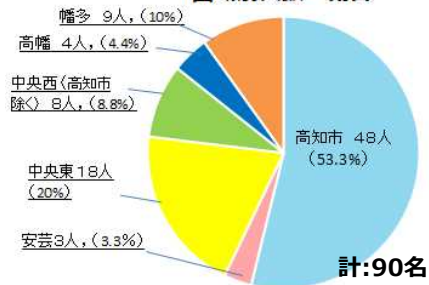


2. 障害特性に応じたきめ細かな支援

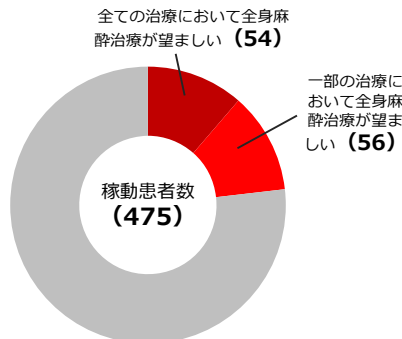
医療的ケアが必要な重度障害児者への支援や、強度行動障害のある障害児者の在宅生活への支援、聴覚障害のある子どもや重度障害児・者の歯科治療など、法定サービスでは行き届かない、きめ細かな支援が求められている。

■ 18才未満の圏域別医療的ケア児数 (令和元年10月末時点)

圏域別人数・割合



■ 重度障害児・者の歯科治療の状況



※高知市の就学児は令和元年5月1日時点 出典：障害福祉課調べ

出典：高知県歯科医師会調べ (R2.6)

2 令和3年度の取り組み

1. 中山間地域のサービス確保

- 中山間地域障害福祉サービス確保対策事業
中山間地域に居住する障害者がサービス提供を受けることができるようサービスの確保を図る。
障害児・者施設整備事業
障害者グループホームなどの整備に係る費用を助成する。

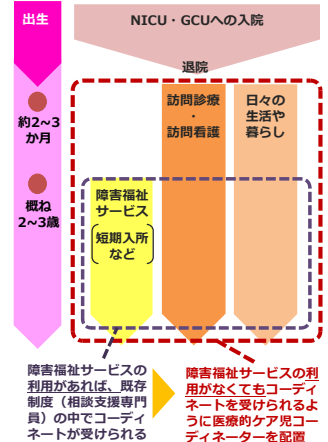
2. 障害特性に応じたきめ細かな支援

(1) 医療的ケア児等への支援

- 医療的ケア児等コーディネーターを活用した相談支援体制の充実
医療的ケア児及びその家族に対する支援の総合調整を行う「医療的ケア児等コーディネーター」を、全ての医療的ケア児に配置するため、「重症心身障害児・医療的ケア児等支援センター」を設置する。
医療的ケア児の家族を支えるレスパイト事業
訪問看護師が自宅に出勤し一定時間ケアを代替することにより介護者のレスパイトを図る
保育所等へ通園できるよう訪問看護師が保育所等へ出向き医療的ケアを実施する
訪問看護師が受診に同行し付き添うことで家族を支援する



《医療的ケア児等コーディネータの役割》
医療的ケア児とその家族に対する支援を総合調整(コーディネート)する



新

(2) 強度行動障害者への支援

- 強度行動障害のある方の支援体制の確保
強度行動障害者支援者養成研修による人材育成
短期入所や生活介護において強度行動障害者の受け入れを促進

拡

(3) 聴覚障害のある子どもへの支援

- 聴覚障害児のための中核的機能を有する体制の構築
聴覚障害のある子どもが適切な支援を受けられるように、児童発達支援センターや特別支援学校等の連携強化を図る。

拡

(4) 障害の特性等に応じた支援

- 重度障害児・者歯科治療の充実強化
治療時に危険が伴う重度の知的障害者などに対して、入院を伴わない全身麻酔による治療ができる体制を整備する。

失語症者への支援体制の充実

- 脳卒中や事故等によって言語機能の障害がある失語症者を対象とした意思疎通支援者の養成を図る。

- 【目標値】・健診後のアセスメントの場への専門職(心理職・言語聴覚士等)の関与 (R1)18市町村 → (R5)全市町村  
 ・児童発達支援センターの設置数 (R1)6か所 → (R5)12か所  
 ・発達障害の診療を行う医師の増加 (R1)25名程度 → (R5)35名程度



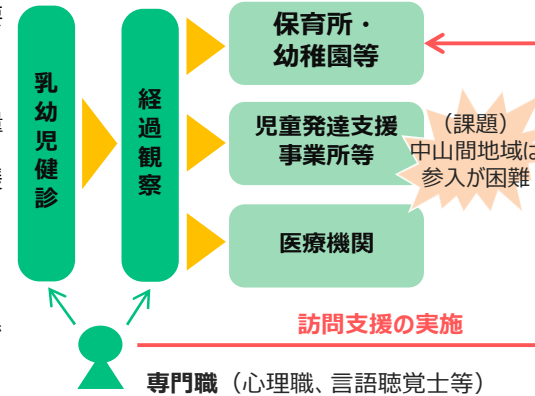
乳幼児健診で要経過観察となった子どものアセスメントを多職種で行い適切な支援につないでいる。(R5) 100%

## 1 現状と課題

## 2 今後の取り組みの方向性

- (現状)** 市町村において、発達が気になる子どもの早期発見の仕組みづくりは一定進んできた  
**(課題)** ・発達が気になる子どもとその家族にとって良いタイミングで子どもに合った支援を受けるためには、専門職の視点を踏まえたつなぎ(インターフェイス)が必要  
 ・日常的に支援を行う保育士等の専門性の強化が必要
- (現状)** 専門的な療育機関の整備は進んできたが、地域偏在がある  
**(課題)** ・身近な地域で専門的な発達支援が受けられるよう、児童発達支援センター等の量的拡大とともに支援の質の向上が必要  
 ・民間の専門的な療育機関の参入が見込めない中山間地域では保育所や子育て支援の場を活用した支援体制の構築が必要
- (現状)** 医療機関の受診待機期間は改善傾向(4~9か月待ち→3か月待ち)  
**(課題)** ・子どものニーズに応じた医療機関へのつなぎが必要
- (現状)** 発達障害のほか、うつや不登校等、心療ニーズの高い子どもについて通常の支援では対応できない事例がある  
**(課題)** ・地域において必要な支援が受けられる体制の構築が必要

### ■ 専門職の関与による早期支援体制



- 1 身近な地域における子どもと家族へ支援 (ポピュレーションアプローチ)**  
 発達の気になる子どもに対して子育て支援の枠組みで早期に支援をスタート
- 2 ライフステージに応じた後方支援 (ハイリスクアプローチ)**  
 より専門的な支援を必要とする子どもに対して医療や福祉サービスを提供

## 3 令和3年度の取り組み

### 1 身近な地域における子どもと家族への支援

### 2 ライフステージに応じた後方支援

#### (1) 市町村における支援体制の強化

- 地域において発達障害児等の早期支援を行う専門職(心理職、言語聴覚士等)の養成
- 乳幼児健診、気になる子どものフォローアップ事業等への専門職による助言等の実施
- 乳幼児健診従事者を対象とした気になる子どもの早期発見のスキルや、保護者へのカウンセリングスキルの向上を図る研修の実施

#### (2) 保育士等の専門性の強化

- 発達障害の特性や支援方法を学ぶ体系的な研修の実施
- 保育者への特別な支援を要する子どもの指導計画作成支援研修の実施【教委】
- 外部専門家(言語聴覚士・作業療法士等)、親育ち・特別支援保育コーディネーター等による各園への訪問指導の実施【教委】

#### 拡 (3) 中山間地域における早期支援体制の強化

- 専門職(心理職、言語聴覚士等)による保育所等への訪問支援の充実
- 母子保健と保育所が一体となって発達の気になる子どもと家族を支えるための仕組みづくり(高知ギルバーク発達神経精神医学センターにおけるESSENCEチームの派遣等)

#### (4) 教育と福祉の連携

- つながるノート・引継ぎシート等による進級・進学時の確実な引継
- 巡回相談員の派遣【教委】

#### (1) 専門的な療育機関の量的拡大と質の向上

- 民間事業所等職員への療育福祉センターでの現場実習を中心とした集中的な研修による発達障害支援のスーパーバイザーの養成
- スーパーバイザーによる市町村や保育所等への助言指導を行う体制の整備
- 発達障害の特性や支援方法を学ぶ体系的な研修の実施【再掲】
- 事業所の開設・機能強化やセンター化に向けた整備費用の助成

#### (2) スムーズに支援を受けられる体制の強化

- 高知ギルバーク発達神経精神医学センターや高知大学医学部寄附講座との連携による専門医師及び心理職等の養成
- 発達障害等の診療ができる県内の小児科、精神科をWebサイトで検索できるように「診療機関マップ」の作成・更新
- 子どもの心の診療ネットワーク事業により心療ニーズの高い事例に対応できる地域連携体制の強化
- 発達障害児者支援地域協議会やワーキンググループにおいて発達障害の診療や支援等のあり方を検討